

食安輸発0310第1号
平成26年3月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産ホワイトペッパーのアフラトキシン)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成26年2月28日付け食安輸発0228第1号）により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ホワイトペッパー及びその加工品（ホワイトペッパーを30%以上含有するものに限る。）	ミックススパイスにあつては含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。